政務活動費マニュアル

令和7年3月

山 口 県 議 会

はじめに

住民ニーズや地域課題の多様化・複雑化、地方創生の取組及び地方分権改革の推進により、地方公共団体の事務・権限等は増加し、地方公共団体の意思決定機能をはじめ、知事の事務執行のチェック機能や政策提言機能など、地方議会・議員の役割と責務は、これまで以上に重要性を増しています。

もとより議員の活動は、本会議や委員会などに出席し、議案の審査や意思決定等を行うだけでなく、平素から、地域の代表として住民の意見や考えを把握し、地方公共団体の事務について調査研究を行うなど様々な活動を踏まえ、議案の審査や政策立案に反映させていくことも重要な役割です。

政務活動費は、議員が行うこのような政務活動(調査研究その他の活動)に対し、地方自治法の規定に基づいて交付されているものであり、本県議会では、議会改革検討協議会での検討を通じ、政務活動費の適正な利用や透明性の確保を図るとともに、各議員が政務活動費を活用し、必要な調査研究や情報収集などの活動を積極的に行い、議会としての役割と責務を果たすよう努めているところです。

こうした中、地方自治法の改正に伴い、本県議会においても議会関連手続のオンライン化を可能とすることなどから、政務活動費マニュアルについて所要の改正を行ったところです。

今後においても、引き続き、政務活動費を適正かつ効果的に活用し、調査研究活動等を一層充実して議会の活性化を図り、総合計画「やまぐち未来維新プラン」に沿った「安心で希望と活力に満ちた山口県」の実現のため、県議会としての役割と責務を果たしていく考えです。

令和7年3月 山口県議会

目 次

Ι		政務活動費とは	
	1	政務活動の内容	1
	2	根拠法令	1
п		制度の内容	
	1		2
	2		
	3	交付上の諸手続	
	4	収支報告書	
		① 提出書類	3
		② 提出期限	4
		③ 作成上の留意事項	4
	5	残余の返還	5
	6	調査	5
	7	閲覧(情報公開)	5
	8	ホームページ公開	6
	9	税制上の取扱い	6
Ш		基本的な考え方	
ш			7
	1		-
	3	70 - 47 - 40	
	4		-
	5	ム川収みずの阿衣	8
	6		_
IV	•	使途基準	
	1	費目ごとの使途基準	10
	2		
		① 議会公務に伴う経費	
		② 選挙活動経費	
		③ 政党活動経費	
		④ 後援会活動経費	
		⑤ 私的経費	
		⑥ 私的財産の形成につながる経費	
		⑦ その他の経費	12

	3	費目別充当指針	
	(① 調査研究費	13
		② 研修費	16
		③ 会議費	17
	(2	④ 資料費	18
	(⑤ 広報費	19
	(⑥ 事務所費	20
		⑦ 事務費	22
	(8	⑧ 人件費	24
V	ŕ	領収書等の取扱い	
	1	領収書	25
	2	支出証明書	28
«	對係	系法令》	
		地方自治法(抜粋)	30
		政務活動費の交付に関する条例	31
		政務活動費の交付に関する条例施行規程	34
		政務活動費の使途基準の運用方針	36
		政務活動費の交付に関する事務処理要領	37
		政務活動費の交付に関する条例施行規程第四条第三項の規定に	
		基づく収支報告書等の閲覧に関する要綱	42
		山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する	
		条例(抜粋)	43
		山口県情報公開条例(抜粋)	44
		行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(抜粋)…	45
		山口県議会の行政手続等における情報通信の技術の	
		利用に関する規程	47

この「政務活動費マニュアル」は、政務活動費の適切な執行と透明性の 確保を図るために、費目別充当指針のほか、具体的な取扱い等について、 議員の総意により策定したものである。

政務活動費マニュアル

I 政務活動費とは

政務活動費は、地方議会の活性化を図るため、「地方自治法」及び「政務活動費の交付に関する条例」の規定に基づき、山口県議会議員が行う調査研究その他の活動(以下「政務活動」という。)に資するため必要な経費の一部として交付されるもの。

1 政務活動の内容

政務活動とは、山口県議会議員として行う、次の活動をいう。

- ・ 県政の諸課題、議会審議案件、県の事務及び行財政全般にわたることに ついて行う調査研究その他の活動
- ・ 国会又は地方公共団体の議会の議員、行政関係者又は民間団体関係者等 との間において行う意見交換及びそれらの者からの情報収集活動
- ・ 住民からの要望及び意見の聴取並びに住民との意見交換
- ・ 住民に対して行う広報活動

2 根拠法令

地方自治法(第100条)	※30頁参照
政務活動費の交付に関する条例	※31頁参照
政務活動費の交付に関する条例施行規程	※34頁参照
政務活動費の使途基準の運用方針	※36頁参照
政務活動費の交付に関する事務処理要領	※37頁参照

Ⅱ 制度の内容

1 交付対象と交付額

項目	内 容	関係条項
通常の場合	山口県議会議員の職にある者に対して、	条例第2条
	月額35万円が交付される。	第1項、第2項
	交付額は、35万円に当該年度の任期の	条例第2条第3項
	月数を乗じて得た額となる。	
月の中途におい	当該開始した日の属する月は、任期の月	条例第2条第3項
て議員の任期が	数に算入しない。	
開始した場合		
月の中途におい	当該事由が生じた日の属する月は、任期	条例第2条第4項
て議員でなくな	の月数に算入する。	
った場合		

2 交付方法等

項目	内容	関係条項
通常の場合	毎年度当初に、交付権者である知事によ	条例第4条
	る政務活動費の交付決定(年間額)が行わ	
	れる。	
	交付決定の後、毎四半期の最初の月(4	条例第5条第1項、
	月、7月、10月、1月)の10日までに請求	第2項及び第3項
	書を提出し、速やかに指定口座に交付され	
	る。	
年度の中途にお	知事による政務活動費の交付決定(議員	条例第4条
いて議員の任期	となった月の翌月分以降の年間額)が行わ	
が開始した場合	れる。	
	議員となった月の翌月の属する四半期	条例第5条第1項、
	分の政務活動費は、議員となった月の翌月	第2項及び第3項
	に速やかに交付され、以後は、四半期の最	
	初の月に交付される。	

年度の中途にお	議員でなくなった日の属する月までの	条例第4条		
いて議員でなく	いて議員でなく 交付額による変更交付決定が行われる。			
なった場合	既に交付された政務活動費に過渡し分が	条例第5条第4項		
	ある場合は、これを返還することとなる。			
	【詳細:「5 残余の返還」の項〔5頁〕参照】			

3 交付上の諸手続

項目	内容
請求書の様式	毎四半期に提出する請求書:施行規程別記第1号様式
	〔35頁参照〕
振込口座の申出	毎年度、第1四半期分の請求書提出時に、政務活動費の振込
	みを受ける金融機関の名称等を記載した「口座振替申出書」を
	提出。〔38頁参照〕
	年度の中途において、振込を受けている口座を変更する場合
	又は年度の中途に議員となった場合も同様。
	振込を受ける口座は、政務活動費の収支を明確にする上から
	も政務活動費専用とすることが望ましい。

4 収支報告書

① 提出書類

項目	内容		関係条項
収支報告書	議員は、政務活動費に係る収入	及び支出	条例第7条第1項
	の報告書(以下「収支報告書」と	いう。)	
	を議長に提出しなければならない	0	
	議員が年度の中途において辞職	、失職、	条例第7条第2項
	死亡、除名又は議会の解散により	議員でな	
	くなったときは、当該議員又はそ	その遺族	
	は、議員でなくなった日の属する	月までの	
	収支報告書を議長に提出しなける	ればなら	
	ない。		

収支報告書に添	政務活動費による支出をした事実を証	条例第7条第3項
付を要する書面	すべき領収書その他の書面の写し又は支	
	出証明書を提出しなければならない。	
	「費目別支出内容一覧表」〔39頁参照〕、	事務処理要領第3
	「国内・海外視察、研修報告書」〔40頁参	
	照〕、「県政報告等の広報紙」を提出しなけ	
	ればならない。	

② 提出期限

項目	内	—————————————————————————————————————	関係条項
通常の場合	交付を受けた年度	の終了の日の翌日か	条例第7条第1項
	ら起算して30日(そ	の日が県の休日の場	
	合はその翌日) 以内	(まで) に提出しなけ	
	ればならない。		
辞職等により年	議員でなくなった	日の翌日から起算し	条例第7条第2項
度の中途におい	て30日(その日が県	の休日の場合はその	
て議員でなくな	翌日) 以内(まで)に	提出しなければなら	
った場合	ない。		

③ 作成上の留意事項

項目	内容
収支報告書	「収入」欄
	交付を受けた政務活動費の総額を記載すること。
	「支出」欄
	費目毎の支出額及び主な支出内容、その額を記載すること。
	「残余」欄
	・ 収入額から支出額を控除し、残額を記載すること。
	残余がない場合は、必ず「O円」と記載すること。
	・ 残余がある場合は、その額を返還する必要があること。

5 残余の返還

項目	内	容	関係条項
残余の返還	交付を受けた政務活	動費の総額から、そ	条例第10条
	の年度において行った	と政務活動費による	
	支出の総額を控除して	て残余がある場合に	
	は、その額を返還しな	ければならない。	
	議員が四半期の中途		条例第5条第4項
	職、死亡、除名又は議	会の解散により議員	
	でなくなったときは、	議員でなくなった日	
	の属する月の翌月分り	人降の政務活動費を	
	(死亡の場合はその遺	族が) 返還しなけれ	
	ばならない。		
返還の方法	返還は、知事から送	付される「返納通知	事務処理要領第5
	書」により、通知書発	行の日から20日以内	
	に山口県指定の金融機	関で納入しなければ	
	ならない。		

6 調査

内容	関係条項
議長は、政務活動費の運用の適正を期するため必要がある	条例第9条
と認めるときは、収支報告書について調査をすることができ	
る。	

7 閲覧 (情報公開)

項目	内	容	関係条項
閲覧の請求	議長に提出された収え	支報告書又は領収書	条例第11条第2項
	その他の書面の写しは、	当該収支報告書を	
	提出すべき期間の末日の	7翌日から起算して	
	60日を経過する日の翌日	日(通常は6月30日)	
	以降、何人も、その目的の	の如何にかかわらず	
	議長に閲覧を請求するこ	ことができる。	

閲覧の方法	県議会事務局総務課(閲覧所)において、	施行規程第4条、
	平日の午前8時30分から午後5時までの	閲覧要綱
	間閲覧に供する。	
非開示情報の取	提出された領収書等に、山口県情報公開	条例第11条第4項
扱い	条例第7条第1号(個人情報)又は第3号	
	(法人等の情報) に該当する情報が記録さ	
	れている部分があるときは、その部分を除	
	いて当該領収書等を複写したものを閲覧	
	に供する。	
	非開示として取り扱う情報は、議長の指	
	示を受けた議会事務局職員が非開示事項	
	に該当するかどうか判断し、領収書等の写	
	しを複写して非開示部分を塗りつぶすこ	
	ととなる。	

8 ホームページ公開

内

議長に提出された収支報告書及び領収書その他の書面の写し並びに広報紙を 県議会のホームページで公開する。

9 税制上の取扱い

項目	内容
所得税法上の	政務活動費は、所得税法上「雑所得」として取り扱われる
取扱い	が、制度上交付額に残余が生じた場合は返還することとされて
	いることから、課税所得は生じないこととなる。
税務調査	税務署は、税務調査権を有していることから、会計帳簿や支
	出に係る証拠書類を整理しておく必要がある。

Ⅲ 基本的な考え方

1 実費弁償の原則

政務活動は、議員の自発的な意志に基づいて行われるものであることから、 政務活動費は、社会通念上妥当な範囲であることを前提とした上で、議員が行 う政務活動に要した費用の実費に充当(実費弁償)することが原則。

2 充当の範囲

政務活動に直接必要とする経費に限られ、たとえ政務活動に使用する場合であっても、議員の私的財産の形成等につながるものには充当できない。

また、前年度及び翌年度の経費には充当できない。

3 按分による支出

・ 議員の活動は、政務活動(調査研究その他の活動)、後援会活動、政党活動、選挙活動等多彩であり、一つの活動が政務活動以外の活動と一体として行われる場合もあることから、この場合は合理的な方法により按分処理するなど、按分の割合の積算根拠を明確にしなければならない。

【基本となる按分割合】

ア 活動実績割合等による按分例(事務所費、事務費、人件費等) 政務活動(A%) 政務活動(B%)+政党活動(C%)+それ以外の活動(D%) = 按分割合

・ 上記の場合の按分割合は、1/2を上限とする。(広報費の按分を除く)

【例外:広報費(紙面割合による按分例)】

4 会計帳簿等の調製

支出を明らかにした会計帳簿を調製するとともに、領収書その他の証拠書類等を整理しなければならない。

※ 出納簿及び収支報告書の作成に役立てるため、「収支報告書作成システム」を作成しており、活用を図られたいこと。

5 証拠書類の整理保存

議長へ提出が必要なものと、議員において整理保存しておくものは、次のと おり。

議員が整理保存する証拠書類 [5年間保存]

「原本の保存」

- ・会計帳簿 「収支報告書作成システムの 使用を奨励」
- 領収書等
- ・県政報告等の広報紙 ====
- ・調査委託の成果物
- ・各種契約書 (調査委託契約書・自動車リー ス契約書・事務所賃貸契約書 等)
- ・その他支出の根拠となる書類

収支報告書と共に議長に提出する証拠書類 〔議長が5年間保存・閲覧〕

「写しの保存」

- 費目別支出内容一覧表
- ·国内·海外視察、研修報告書
- ・ 領収書等 (写しを領収書等添付票に添付)
- ▶・県政報告等の広報紙「原本〕
 - ※ 最終的な充当の可否は議員自らが判断するものであるが、提出された書類は、議会事務局が、資料の添付漏れ、計算ミス等のほか、マニュアル、判例等に照らして、充当の妥当性等を確認する。
 - ※ 領収書等に個人情報等非開示情報に 該当する内容が記載されている場合 は、議会事務局がマスキングを実施
- ※ 保存に当たっては、議長に提出した収支報告書の写し並びに領収書等及び 証拠書類を一式として保存することが望ましい。



※ 収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで 保存することが義務付けられている。

6 会計責任者の明確化

政務活動費の適切な支出とともに、領収書や証拠書類等を整備するため、政務活動費に係る「会計責任者」を明確化(専任)すること。

Ⅳ 使途基準

1 費目ごとの使途基準

費目	内容
調査研究費	視察、要請、陳情又は各種会議の旅費、調査委託料等、議員が 行う政務活動並びにその委託に要する経費
研 修 費	会費、旅費等、議員又は議員の使用する秘書等が行う研修会、 講演会等への参加に要する経費
会議費	施設使用料、器具使用料等、議員が行う県民の県政に関する要望又は意見を聴取するための会議に要する経費
資料費	印刷製本費、書籍購入費等、議員が行う政務活動のために必要 な資料の作成又は購入に要する経費
広 報 費	広報資料の印刷費又は送料等、議員が行う議会における活動状 況等の広報に要する経費
事務所費	賃借料、光熱水費等、議員が行う政務活動のために必要な事務 所の設置又は維持管理に要する経費
事務費	備品購入費、通信費等、議員が行う政務活動に伴う事務に要す る経費
人 件 費	給料、手当等、議員が行う政務活動を補助する職員の雇用に要 する経費

2 充当が不適切な経費(参考例示)

主たる目的や内容が次のような活動には、政務活動費を充当しないこととして取り扱う。

ただし、主たる目的が混在する場合(政務活動と後援会活動等との混在)については、合理的な方法により按分の上、充当が可能となる場合もある。

① 議会公務に伴う経費

・ 議会定例会、臨時会、委員会等に出席するための経費及び委員会視察等 に伴う経費

② 選挙活動経費

・ 選挙運動及び選挙活動に要する経費 特に、選挙期間中における政務活動(政務活動費を充てる場合)につい ては、誤解を招きやすいので、慎重な取扱いが必要

③ 政党活動経費

- ・ 党費及び党大会の賛助金、参加費、参加旅費等
- 政党活動、県連(政党等)活動経費
- ・ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷・発送経費
- 政党組織の事務所の設置維持管理経費(人件費を含む)
- 所属する政党機関誌の購入経費

④ 後援会活動経費

- ・ 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷・発送経費
- 後援会主催の報告会等の開催経費

⑤ 私的経費

- ・ 慶弔餞別費等(病気見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元・歳暮等の 費用、慶弔電報、年賀状の購入又は印刷等の経費等)
- ・ 冠婚葬祭に係る経費(祝賀会、結婚式、葬儀、祭り等)
- ・ 議員個人の私的な旅行、親睦会、レクリエーション等に要する経費
- ・ 個人の立場で加入している団体などの会費(町内会費、PTA会費、商 工会費等で議員個人に帰属するもの)

⑥ 私的財産の形成につながる経費

- 自動車の取得及び維持管理に要する経費
- ・ 事務所の取得及び維持管理(光熱水費及び蛍光灯代を除く)に要する経 費
- ・ 事務所に設置する絵画等の美術・装飾品及び冷蔵庫、エアコン、ソファー等の購入に要する経費

⑦ その他の経費

- ・ 飲食を主目的とする懇談会経費(交通費、宿泊費含む)
- ・ 議員が他の団体の役職を兼ねている場合、その団体の理事会、役員会や 総会への出席に要する経費
- ・ 公職選挙法やその他の法令等の制限に抵触すると考えられる経費

【参考】「公職選挙法」(第199条の2: 寄附の禁止)

選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない。

3 費目別充当指針

条例第6条第1項に規定する使途基準の取扱いは、交付を受ける議員自らが 充当の適否を判断すべき事項であるが、費目毎の取扱いの均衡を図る必要があ ることから、その判断の指針として、次のとおり「費目別充当指針」を定めた。

費目	① 調査研究費
経費の概要	議員が行う政務活動並びにその委託に要する経費(視察、要請、
	陳情又は各種会議の旅費、調査委託料、その他)
勿事 の上点	

経費の内容

● 交通費

具体 例: 調査視察、補助金の要請、陳情又は各種会議出席に係る鉄道賃、 船賃、航空賃、車賃(レンタカー、タクシー等)、高速道路料金、駐車場料 金、自家用車の燃料代等に対し、実費相当額の支出が可能

留 意 点:・ 充当は、費用弁償条例〔43頁参照〕に定められた金額を上限 とする。

- ・ 交通費に他の用務との重複部分があるときは、合理的な割合で按分すること
- ・ 自家用車(リースを含む)を政務活動に使用した場合は、燃料代の実費に代えて、特例として「1キロメートル当たり30円で計算した額」を充当することが可能であること
- ・ パック料金利用の場合は、鉄道賃、航空賃、宿泊費等の項目 内訳を「国内・海外視察、研修報告書」に記載すること

証拠書類:

Á	圣 費 の 区 分
鉄道賃(JR、私鉄、	利用の際に徴した領収書又は旅行代理店を通じて
地下鉄)、船賃	手配した場合等における当該店発行の領収書
航空賃	利用の際に徴した領収書、航空賃が記載された搭
	乗券又は旅行代理店の領収書
車賃(レンタカー、タクシー等)、	利用の際に徴した領収書
駐車場料金	
高速道路料金	領収書又はETCの利用明細書
自家用車(リースを	・燃料代の領収書
含む)の燃料代	・特例として、1キロメートル当たり30円で計算した
	額を充当した場合は、燃料代相当額として支出証
	明書で整理

充当できないもの:

- ・ 議会定例会、臨時会、委員会等に出席するための経費及び委員会視察等の交通費等(議会公務として費用弁償を受ける場合)
- ・ 監査委員、各種の審議会等の委員として会議に出席する場合 の交通費等(政務活動にあたらない)
- ・ 具体的な調査先等が記載されていない調査視察等(政務活動 と見なされない)

● 宿泊費

具体例: 調査視察、補助金の要請、陳情又は各種会議出席に伴い現に要

した宿泊費

留意点: 宿泊費については、費用弁償条例〔43 頁参照〕に定められた

金額を上限とする

宿泊費(1夜につき)

※ 一部抜粋

東京都 27,000円

大阪府 18,000円

・ パック料金利用の場合は、鉄道賃、航空賃、宿泊費等の項目 内訳を「国内・海外視察、研修報告書」に記載すること

証拠書類: 宿泊施設が発行する明細の表示された領収書

充当できないもの:マッサージ、有料テレビ料金、客室冷蔵庫等使用に伴う経費

● 自動車リース料

具体例: 政務活動に必要な自動車のリース

(自動車諸税、自賠責保険等の最低限の必要経費を含み、定期点

検整備費、修理代を除く)

留意点:・リース期間満了後に所有権が移転する場合は充当不可

按分上限1/2

証拠書類: リース会社の発行する領収書

充当できないもの: 自動車の購入費用や修理費用、オイル交換、洗車代等

の日常の維持管理経費

● 調査委託料

具体例: 政務活動を議員以外の個人又は団体に委託した場合の委託経費

留 意 点:・ 調査委託目的を「費目別支出内容一覧表」に記載すること

当該支出に伴う契約書、成果物を整理、保管しておくこと

証拠書類: 調査受託者の発行する領収書

● その他

具体例: 政務活動に係る施設の入場料等、写真代

証拠書類: 当該経費の領収書

費目	② 研修費
経費の概要	議員又は議員の使用する秘書等が参加する研修会、講演会等に
	要する経費(会費、旅費、その他)

経費の内容

● 会費

具体例: 政務活動に必要となる研修会、講演会及び政務活動に係る会費

留意点: ・ 充当は、研修会の内容又は、当該団体の活動内容や実態が政 務活動に適するかどうかで判断すること

> ・ 研修会、講演会等の受講料(公共交通機関利用料を含む)を 充当する場合は、「国内・海外視察、研修報告書」に記載するこ と

証拠書類: 会議等の主催者が発行する領収書

充当できないもの:

- ・ 政党活動に伴う党費、党大会賛助金、政党主催セミナーの会 費等
- ・ 慶弔餞別費等(病気見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元・ 歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状の購入又は印刷等の経費等)
- ・ 個人の立場で加入している団体などの会費等(町内会費、P TA会費等)
- 議員連盟会費
- 各種団体への寄付・カンパ
- 飲食を主目的とする懇親会経費(交通費、宿泊費を含む)

● 旅費

留 意 点: 調査研究費の項の交通費、宿泊費を参照のこと

費目③ 会議費経費の概要議員が行う県政に関する要望又は意見等を聴取するための会議に要する経費(施設使用料、器具使用料、その他)

経費の内容

● 会場費

具体例: 会議開催の会場借上経費及び会議に必要となる機器の借上経費

留 意 点: 支出目的等を「費目別支出内容一覧表」に記載すること

証拠書類: 施設管理者の発行する領収書

充当できないもの:後援会等主催による会議に要する経費

● 資料印刷費

具体例: 会議に必要となる資料作成経費

証拠書類: 資料作成受託者の発行する領収書

● 食糧費

具体例: 会議の茶菓代

留意点:・選挙区内の住民を対象とした会議の場合は、公職選挙法に抵

触しないよう留意すること

・ 社会通念上妥当と考えられる範囲であること

証拠書類: 当該経費の領収書

費4資料費経費の概要議員が行う政務活動のために必要な資料の作成又は購入に要する経費(印刷製本費、書籍購入費、その他)

経費の内容

● 印刷製本費

具体例: 政務活動のために必要な資料の印刷経費

証拠書類: 当該経費の領収書

● 書籍購入費

具体例: 政務活動のために必要な書籍、新聞等の購読料

[各1冊(部)のみ]

留意点: 購入した書籍の名称を「費目別支出内容一覧表」に記載すること

証拠書類: 当該経費の領収書

充当できないもの:

・ スポーツ新聞の購読料、同窓会名簿購入費、映画DVDの購入代等

・ 所属する政党の機関誌

費 目 **⑤ 広報費** 経費の概要 議員が行う議会における活動状況等の広報に要する経費 (広報資料の印刷費又は送料、その他)

経費の内容

● 広報資料の印刷、送料

具体 例: 議会活動、県政に係る政策等の広報資料の印刷、当該資料の送 付等に要する経費

留 意 点: ・ 当該資料に後援会活動等の内容が含まれている場合には、印 刷費、送付に係るすべての経費とも合理的な割合で按分すること

- ・ 印刷物の名称や送付目的、印刷部数及び送付部数等を「費目 別支出内容一覧表」に記載すること
- ・ 広報資料の送付について、業として配布を行っていない者へ 依頼する場合は、地域事情等もあることから、議員の責任にお いて判断すること

証拠書類: 当該経費の領収書

充当できないもの: 後援会だより等で、内容が政務活動に伴う資料と判断

できないもの

● ホームページ作成委託費

具体例: ホームページ作成及び更新等に係る委託費

留意点: 後援会活動等と内容が混在している場合は、合理的な割合で按

分すること

証拠書類: 当該経費の領収書

● その他

充当できないもの: 地元住民の議会傍聴のためのバス借上代

費 目 ⑥ 事務所費

経費の概要 議員が行う政務活動のために必要な事務所の設置又は維持管

理に要する経費(賃借料、光熱水費、その他)

経費の内容

● 賃借料

具体例: 事務所借上に係る経費

留意点:・ 充当の可否は、当該事務所を政務活動に使用しているかどうかで判断することとなり、以下の要件を満たす必要がある

・ 外観上の形態を有していること

(●●議員事務所等の看板設置等)

- 事務所としての機能を有していること (事務・応接スペース、事務備品等)
- ・ 賃貸契約の名義人が議員本人であること
- ・ 連絡要員等を配置していること
- ・ 後援会事務所と併用している場合は、合理的な割合で按分すること
 - 使途基準に該当するもの(判例による事例) 父親が所有する建物の一部を事務所として使用した家 賃(親子間で経費の負担関係を明確にしておくために賃 貸借契約を締結することは、不自然ではないとする)

証拠書類: 当該経費の領収書

充当できないもの:

- ・ 自己が所有する事務所に対する賃借料
- 県議会議員選挙に使用する期間(選挙運動期間中及び投票 日)の事務所費

● 駐車場代

具体例: 来客用駐車場代

留 意 点: 賃借料の留意点と同様の取扱いであること

証拠書類: 当該経費の領収書

● 維持管理経費(光熱水費)

具体例: 事務所の光熱水費

留意点:・ 賃借料の留意点と同様の取扱いであること

・ 実績に基づかない定額の支出とせず、実績に応じて合理的 な割合で按分すること

・ 自宅に事務所を併設している場合の光熱水費のうち、水道 代、下水道代、ガス代は、生活に係る使用が大部分であるた め、実態に応じて按分すること(按分上限1/2)

証拠書類: 当該経費の領収書

● 維持管理経費(蛍光灯代)

具体例: 事務所の維持管理経費

留意点:・ 直接必要な蛍光灯代のみ充当可能であること

按分は、事務費(備品購入費又は賃借料)の留意点と同様

の取扱いであること

証拠書類: 当該経費の領収書

充当できないもの: 蛍光灯以外(例示:食器洗剤、スポンジ、殺虫剤、

芳香剤、トイレットペーパー等)

費 目 ⑦ 事務費

経費の概要

議員が行う政務活動に伴う事務に要する経費 (備品賃借料、備品もしくは事務用品購入費、通信費、その他)

経費の内容

● 備品(事務機器)購入費又は賃借料

具体例: パソコン、ファックス、コピー機等に係る経費

留 意 点:・ 政務活動に対する有用性が高く、直接必要と認められるもの が対象となること

- ・ 後援会事務所と併用している事務所に設置したものや、自宅 に設置したもの等で、個人的に使用する部分や、政務活動以外 の活動に使用する部分は、合理的な割合で按分すること
- ・ 議員任期終了前の高額備品の購入等は差し控えること
- ・ 具体的な購入又は賃借品名等を「費目別支出内容一覧表」に 記載すること

証拠書類: 当該経費の領収書

充当できないもの:

- ・ 自動車の購入(政務活動に使用する場合でも充当不可)
- 自動車の維持管理経費(任意保険料や修理費用、オイル交換、 洗車代等の日常の維持管理経費)

● 事務用品購入費、郵送料等

具体例: 事務用品購入、郵送料等

留 意 点:・ 按分及び記載は、備品購入費又は賃借料の留意点と同様の取扱いであること

実績に基づかない定額の支出とせず、実績に応じて合理的な 割合で按分すること

証拠書類: 当該経費の領収書

充当できないもの:

- 名刺の印刷代等
- 県議会議員選挙に使用する期間(選挙運動期間中及び投票 日)の事務費

● 来客用茶菓代

具体例: 政務活動に伴う茶菓に要する経費

留意点:・ 通常用いられる程度の茶菓代のみ充当可能であること

・ 按分及び記載は、備品購入費又は賃借料の留意点と同様の取

扱いであること

証拠書類: 当該経費の領収書

充当できないもの: 通常用いられる程度の茶菓以外(例:高額茶菓、栄養

ドリンク等)

● 通信費(固定電話)

具体例: 固定電話に係る経費

留 意 点: 按分及び記載は、備品購入費又は賃借料の留意点と同様の取扱

いであること

証拠書類: 当該経費の領収書

● 通信費(携帯電話)

具体例: 携帯電話に係る経費

留意点:・ 携帯電話に係る経費は、個人的に使用する部分もあるため実

態に応じて按分すること

按分上限1/2

証拠書類: 当該経費の領収書

● 受信料

具体例: NHK放送受信料・ケーブルテレビ受信料

留意点: 充当は基本契約のみとする

証拠書類: 当該経費の領収書

● その他

充当できないもの: 量販店等で付与されるポイント(商品購入金額に応じて

ポイントが発生し、次回の商品購入時以降に金額換算し

値引きが受けられるポイント → 実質的な値引き分)

費目	8 人件費
経費の概要	議員が行う政務活動を補助する職員の雇用に要する経費
	(給料、手当、その他)
奴典の中京	

経費の内容

● 人件費

具体例: 常勤、臨時雇用の職員に係る給料、手当等の経費

留意点:・ 専ら政務活動に従事させる場合は給与全額を充当できること

・ 後援会活動等との併用で雇用した場合は、政務活動内容、勤 務実態等を勘案し、合理的な割合で按分すること

主な職務内容:政務活動、資料作成、コピー、電話応対 及び来客の応対等

・ 職務形態:常勤、パート及びアルバイト等

・ 生計を一にする親族の充当は不可

・ 生計を一にする親族以外の親族を雇用した場合は、政務活動 への従事の実態により充当は可能であるが、誤解を招きやすい ので、慎重な取扱いが必要となること

・ 雇用の目的等を「費目別支出内容一覧表」に記載すること

証拠書類: 給与支給明細書又は受領書、これらが作成されない場合は支出 証明書

充当できないもの:

生計を一にする親族

親族の範囲(民法第725条) 6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族

県議会議員選挙に従事させる期間(選挙運動期間中及び投票 日)の人件費

V 領収書等の取扱い

項 目 1 領収書

① 共通事項

・ 領収書の留意事項は下記のとおり

	(事気は「此のこわり	
項目	内 容	
基本	領収書は、相手方により記入発行されたもの	
	(日付、宛名、発行者等の記載があるもの)	
宛名	領収書の宛名は議員名であること。ただし、按分計上の	
	経費については、後援会名も可能な場合もある。	
	家族や会計職員あての領収書は不可。	
	領収書等に宛名の記載がない場合、「〔議員名〕宛であ	
	ることに相違ない」旨を付記する必要がある。	
レシートの	レシートが発行されている場合は、レシートの添付の	
取扱い	みで可能。	
	宛名記載のため領収書の発行を求めた場合には、併せ	
	てレシートを添付すること。	
	ポイント確認に必要なため、レシートを途中で切らな	
	いこと。	
年度末一括	一年分まとめて支払った場合を除き、一括領収書は不	
領収の取扱	可。(支払いに応じた領収書等の添付が必要)	
V		
添付の基本	領収書その他の書面を「領収書等添付票」に費目ごとに	
	整理し、その写しを提出すること。	
	その他の書面 受領書、銀行の振込利用明細書等の	
	支出を証明し得る書類、レシート等	
	領収書等を張り付ける場合は、枠内に重ならないよう	
	に貼り付けること。	
領収書紛失	領収書紛失を理由にした支払証明書の提出は不可。	
の場合		

② 政務活動費以外の経費が含まれている場合

・ 領収書等に政務活動費以外の経費が含まれている場合、具体的に充当方法を記載すること

<u> </u>		
項	Į	記 入 例
調査研究費	自動車の月一括	(領収書金額○○○円−オイル交換代
	領収書(オイル	○○円-洗車費用○○円)×按分率=支
	交換、洗車代等)	出額
研 修 費	年度途中に入会	会費年額(例:10月~翌年9月分)○○
	の会費	円×6月分/12ヶ月=本年度支出額
資 料 費	年度をまたがる	年間購読料(例:9月~翌年8月分)○
	書籍の一括購入	○円×7月分/12ヶ月=本年度支出額
	代金	
事務費	電話代に含まれ	(領収書金額○○円-電報代○○円)×
	る電報代の取扱	按分率=支出額
	V	
	携帯電話代の議	(領収書金額○○円−議員以外使用分
	員以外使用	○○円)×按分率(1/2以下)=支出額
量販店でのス	ポイント控除	(領収書金額○○○円−発生ポイント
(政務活動	費の支出に対して	代○○円相当)×按分率=支出額
付与されるス	ポイント)	
※ポイント	: 実質的な値引き	【例】
		商品 10,000円
		商品 支払額 10,000円
		¥10,000 発生ポイント 1,000円相当
		ポイント
		(1,000 P) 政務活動費充当額 9,000円
		¥1,000
		│────────────────────────────────────
県議会議員i		(○○費○○○円-10日分控除)×通常
間(選挙運動期間中及び投票		時の按分率=按分後の支出額
日)の事務所費、事務費、人件		2.22.23.1.1.91
費等		

③ 経費の一部を充当する場合(按分処理を除く)

項目	記 入 例
領収書の合計額が交付総額	〇〇費〇〇〇円
(通常420万円)を越える場合	(うち政務活動費充当額△△△円)
の最終調整を行う領収書への	
記載	

項 目 2 支出証明書

① 共通事項

・ 支出証明書の留意事項は下記のとおり

又山証明書の留息事項は下記のとわり			
項目	内容		
基本	社会慣習その他の事情により領収書その他の書面を		
	徴し難いときは、「支出証明書」を費目ごとに作成し、		
	支出年月日、金額、支出目的、支出を受けた者及び領収		
	書を徴し難い事情を記載すること。		
	提出に際しては、当該費目の合計額を記載し、記名、		
	押印の上原本を提出すること。		
領収書紛失の	領収書紛失を理由にした支払証明書の提出は認めら		
場合	<u>れない</u> 。		
留意事項	支出をした事実を証すべき書面は領収書等を徴すこ		
	とが原則であり、支出証明書は例外としての取扱い。		
	支出証明書によることができる「領収書等を徴し難い		
	とき」とは、具体的には、支出を受けた者の死亡、会社		
	の解散などのほか、通常領収書を発行しないような場合		
	等がこれに該当する。		
按分による支	支出証明書の備考欄に按分の割合及び当該経費の総		
出がある場合	額を記載すること。		
経費の一部を	支出証明書の備考欄に当該経費の総額を記載するこ		
充当する場合	と。		
(按分処理を			
除く)			

《関係法令》

0	地方自治法(抜粋)	30
0	政務活動費の交付に関する条例	31
0	政務活動費の交付に関する条例施行規程	34
0	政務活動費の使途基準の運用方針	36
0	政務活動費の交付に関する事務処理要領	37
0	政務活動費の交付に関する条例施行規程第4条第3項の 規定に基づく収支報告書等の閲覧に関する要綱	42
0	山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に 関する条例(抜粋)	43
0	山口県情報公開条例(抜粋)	44
0	行政手続等における情報通信の技術の 利用に関する条例(抜粋)	45
0	山口県議会の行政手続等における情報通信の技術の 利用に関する条例(抜粋)	47

地方自治法 (抜粋)

昭和22年4月17日法律第67号

第2編 普通地方公共団体 第6章 議会 第2節 権限 〔調査権・刊行物の送付・図書室の設置等〕 第100条

~第1項から第13項省略~

- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をもって議長に報告するものとする。
- 16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

~第17項から第20項省略~

政務活動費の交付に関する条例

平成 13 年 3 月 23 日条例第 23 号 最終改正 令和 4 年 12 月 20 日条例第 42 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項及び 第15項の規定に基づき、政務活動費の交付について必要な事項を定めるものとす る。

(交付対象等)

- 第2条 県は、山口県議会議員(以下「議員」という。)の職にある者に対して、政務 活動費を交付する。
- 2 政務活動費の額は、1月につき35万円とする。
- 3 第1項の規定により交付する政務活動費の額は、前項に規定する額に当該年度における当該議員の任期の月数を乗じて得た額とする。この場合において、月の中途において議員の任期が開始したときは、当該開始した日の属する月は、任期の月数に算入しないものとする。
- 4 月の中途において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(涌知)

- 第3条 議長は、政務活動費の交付を受けようとする議員の氏名を、毎年4月5日までに知事に通知するものとする。
- 2 議長は、前項に規定する議員に異動があったときは、その異動に係る事項を速やかに知事に通知するものとする。

(交付決定)

第4条 知事は、前条の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る議員について 政務活動費の交付の決定をし、その旨を議員に通知するものとする。

(請求及び交付)

- 第5条 政務活動費の交付は、四半期ごとに行うものとする。
- 2 議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月(月の中途において議員の任期が開始したときは、当該開始した日の属する月の翌月)の10日までに、 当該四半期分の政務活動費を請求するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。
- 4 議員は、四半期の中途において辞職、失職、死亡、除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、当該議員でなくなった日の属する月の翌月分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

(使途)

- 第6条 政務活動費の使途の基準は、次の各号に掲げる費目の区分に応じ、それぞれ当 該各号に定める経費とする。
 - 一 調査研究費 視察、要請、陳情又は各種会議の旅費、調査委託料その他の議員が 行う県の事務及び地方行財政制度に関する調査研究その他の活動 (以下「政務活動」という。)並びにその委託に要する経費
 - 二 研 修 費 会費、旅費その他の議員又は議員の使用する秘書等が行う研修会、 講演会等への参加に要する経費

- 三 会 議 費 施設使用料、器具使用料その他の議員が行う県民の県政に関する要望又は意見を聴取するための会議に要する経費
- 四 資 料 費 印刷製本費、書籍購入費その他の議員が行う政務活動のために必要 な資料の作成又は購入に要する経費
- 五 広 報 費 広報資料の印刷費又は送料その他の議員が行う議会における活動 状況等の広報に要する経費
- 六 事務所費 賃借料、光熱水費その他の議員が行う政務活動のために必要な事務 所の設置又は維持管理に要する経費
- 七 事 務 費 備品購入費、通信費その他の議員が行う政務活動に伴う事務に要す る経費
- 八 人 件 費 給料、手当その他の議員が行う政務活動を補助する職員の雇用に要 する経費
- 2 議員は、政務活動費を前項の基準に定める使途以外の使途に使用してはならない。 (収支報告書)
- 第7条 議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。) を、年度の終了の日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 2 議員が任期満了、辞職、失職、死亡、除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、当該議員又はその遺族は、前項の規定にかかわらず、当該議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、当該議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 3 収支報告書には、政務活動費による支出をした事実を証すべき領収書その他の書面 の写し(社会慣習その他の事情により当該書面を徴し難いときは、その旨並びに当該 支出を受けた者並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面。以下「領収 書等」という。)を添えなければならない。
- 4 議長は、第一項及び第二項の規定により提出された収支報告書の写しを、知事に送付するものとする。

(書類の整理保存)

- 第8条 議員は、政務活動費の支出について、その内訳を明らかにした会計帳簿を調製し、及び証拠書類等を整理しておかなければならない。
- 2 議員は、前項に規定する書類を、当該年度の政務活動費の収支報告書を提出すべき 期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。 (調査)
- 第9条 議長は、政務活動費の運用の適正を期するため必要があると認めるときは、収 支報告書について調査をすることができる。

(返環)

第10条 議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、その年度において行った政務活動費による支出(第6条に規定する基準に従って行った支出に限る。)の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

- 第 11 条 議長は、第 7 条第 1 項から第 3 項までの規定により提出された収支報告書及 び領収書等を、その提出すべき期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで 保存するものとする。
- 2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書又は領収書等の 閲覧を請求することができる。

- 3 前項に規定する閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して 60 日を経過する日の翌日以後これをすることができる。
- 4 議長は、第2項の規定による請求があった場合において、当該請求に係る領収書等 に山口県情報公開条例(平成9年山口県条例第18号)第7条第1号又は第3号に該 当する情報が記録されている部分があるときは、その部分を除いて当該領収書等を複 写したものを閲覧に供するものとする。

(その他)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が 定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成 14 年条例第 48 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 18 年条例第 34 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の政務調査費の交付に関する条例第7条の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。)以後に交付される政務調査費について適用し、施行日 前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成 20 年条例第 24 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の政務調査費の交付に関する条例第7条及び第11条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付される政務調査費について適用し、施行日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成25年条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の政務調査費の交付に関する条例の規定により 交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(令和4年条例第42号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

政務活動費の交付に関する条例施行規程

平成13年3月30日議会規程第2号最終改正 令和7年3月18日議会規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、政務活動費の交付に関する条例(平成13年山口県条例第23号。 以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(請求)

第2条 条例第5条第2項の規定による請求をしようとする者は、請求書(別記第1号 様式)を知事に提出しなければならない。

(収支報告書の様式)

第3条 条例第7条第1項及び第2項の収支報告書は、別記第2号様式による。

(収支報告書等の閲覧)

- 第4条 条例第 11 条第2項の規定により同項に規定する収支報告書及び領収書等(以下「収支報告書等」という。)を閲覧に供するため、閲覧所を山口県議会事務局総務課に設ける。
- 2 収支報告書等を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧簿に住所、氏 名その他必要な事項を記入しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、収支報告書等の閲覧について必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。 附 則

- この規程は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成25年3月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和元年7月1日から施行する。 附 則
- この規程は、令和7年3月18日から施行する。

別記

第1号様式(第2条関係)

請求書

年 月 日

山口県知事 様

請求者 住 所

氏 名

下記のとおり政務活動費の交付を受けたいので、政務活動費の交付に関する条例第5条 第2項の規定により請求します。

記

請求金額	請求金額	円(年	月分かり	年	HTTT ()
------	------	----	---	------	---	---------

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第2号様式(第3条関係)

収支報告書

年 月 日

山口県議会議長 様

報告者 住 所

氏 名

記

1	Z	入				円
	費	目	金	額	内	訳
	調査研究	〕 費		円		
支	研 修	費				
	会 議	費				
	資 料	費				
	広 報	費				
	事務所	費				
出	事 務	費				
	人 件	費				
	合	計		•	_	
列列	É	余		·	·	円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

政務活動費の使途基準の運用方針

(平成18年4月1日制定)

最終改正 (平成30年4月1日改正)

(目的)

第1 この運用方針は、政務活動費の取扱いの適正を期すため、政務活動費の交付に 関する条例(以下「条例」という。)第6条第1項に規定する「使途の基準」の取 扱いの指針を定めるものである。

(実費弁償の原則)

第2 山口県議会議員(以下「議員」という。)が行う調査研究その他の活動(以下「政務活動」という。)は、議員の自発的な意志に基づいて行われるものであることから、政務活動費は、社会通念上妥当な範囲であることを前提とした上で、議員が行う政務活動に要した費用に充当(実費弁償)することが原則である。

(充当の範囲)

- 第3 政務活動費の充当の範囲は、政務活動に直接必要とする経費に限られ、たとえ 政務活動に使用する場合であっても、議員の私的財産の形成等につながるものには 充当できない。
- 2 交通費及び宿泊費の充当に当たっては、公務に伴う旅行の場合における山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「費用弁償条例」という。)別表第2に基づく費用弁償の額との均衡を図るものとする。

ただし、合理的な理由があるときは、社会通念上妥当と考えられる範囲までの充 当ができるものとする。

3 自家用車を使用した場合の交通費(燃料代)については、実費の算出が困難であることから、費用弁償条例別表第2に規定する1キロメートル当たりの車賃によって充当することができるものとする。

(按分による支出)

第4 議員の活動は、議会活動(議員活動及び政務活動)、政党活動、選挙活動等多彩であり、一つの活動が政務活動以外の活動と一体として行われる場合もあることから、この場合は合理的な方法により按分処理するなど、按分の割合の積算根拠を明確にしなければならない。

(費目別の充当)

第5 条例第6条第1項に規定する使途基準の取扱いは、交付を受ける議員自らが充当の適否を判断すべき事項ではあるが、費目毎の取扱いの均衡を図る必要があることから、その判断の指針として、別表のとおり「<u>費目別充当指針</u>」を定めるものとする。 ※

| 附 | 則

- この運用方針は、平成18年4月1日から施行する。
 - 附則
- この運用方針は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この運用方針は、平成25年3月1日から施行する。 附 則
- この運用方針は、平成30年4月1日から施行する。

※別表(費目別充当指針)は添付を省略 (13 頁~24 頁参照)

政務活動費の交付に関する事務処理要領

(平成 18 年 4 月 1 日制定) 最終改正 (令和 7 年 3 月 18 日改正)

(目的)

第1 この要領は、政務活動費の交付に関する条例(以下「条例」という。)に基づき交付される政務活動費に関する事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(振込口座の申出)

第2 山口県議会議員(以下「議員」という。)は、毎年度、第1四半期分の請求をするときは、政務活動費の振込を受ける金融機関の名称等を記載した口座振替申出書(別記第1号様式)を提出しなければならない。なお、第2四半期以降この内容に変更が生じた場合も同様とする。

(領収書等)

- 第3 条例第7条第3項に規定する政務活動費による支出をした事実を証すべき領収書その他の書面には、受領書、銀行の振込利用明細書その他の支出を証明し得る書類を含むものとする。
- 2 議員は、収支報告書の提出時に、当該支出の目的等を記載して費目別支出内容一覧表(別記第2号様式)もしくは国内・海外視察、研修報告書(別記第3号様式) 又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより提出しなければならない。
- 3 政務活動費の交付に関する条例第6条第1項に掲げる費目(以下「費目」という。) ごとに領収書その他の書面を張り付けた領収書等添付票(別記第4号様式)又は電 子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって 別に議長が定めるものにより提出しなければならない。
- 4 第2項の場合において、按分による支出がある場合は、費目別支出内容一覧表又は国内・海外視察、研修報告書に充当額及び按分割合を記載するものとする。
- 5 前項に規定する支出以外で経費の一部に政務活動費を充当した場合は、費目別支 出内容一覧表又は国内・海外視察、研修報告書に充当額及び積算根拠を記載するも のとする。
- 6 議員は、県政報告等の広報紙の印刷、送付等に要する経費に政務活動費を充当した場合は、当該広報紙又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより提出しなければならない。 (支出証明書の添付)
- 第4 条例第7条第3項に規定する領収書その他の書面を徴し難いときは、支出に係る事実を記載した支出証明書(別記第5号様式)又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより提出しなければならない。
- 2 前項の支出証明書は、費目ごとに作成し、当該費目の支出合計額を記載しなければならない。
- 3 第1項の場合において、按分による支出がある場合は、備考欄に按分の割合及び 当該経費の総額を記載するものとする。
- 4 前項に規定する支出以外で経費の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に 当該経費の総額を記載するものとする。

(返還)

第5 議員は、条例第10条の規定により政務活動費の返還が生じた場合は、知事から送付される「返納通知書」により、通知書発行の日から20日以内に山口県指定の金融機関で納入しなければならない。

附 則

- この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要領は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。 附 則
- この要領は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和7年3月18日から施行する。

口座振替申出書

年 月 日

山口県会計管理者 様

郵便番号

住 所

氏 名

年度に支払われる政務活動費については、下記金融機関の私の口座に振り 込んでください。

記

金融機関の名称	
預金種別及び口座番号	
フ リ ガ ナ	
口 座 名 義 人	

・口座名義人は、口座名義人欄は口座設置金融機関へお尋ねの上、金融機関 に電算登録してあるものをご記入願います。

なお、必ずフリガナを記入してください。

費目別支出内容一覧表

=\ ' = +		
表日公		

費目	調査研究費 ・ A 広報費 ・ 事務			整理番号
事業内容				
	項目	金 額(円)	充当額(円)	内容
経費内訳				
/江风 11/1/				
	// A =1 \\\			
	《合計》			
按分割合 積算根拠				

- 注)1 【全費目】<u>注)2を除く</u>全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること 報告に関しては、支出の種類(例:ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報 告しても差し支えない
 - 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
 - 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
 - 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満た さない場合は充当不可
 - 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
 - 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

国内・海外視察、研修報告書

=\ ' = +		
表日公		

費目			整理番号	
視察・研修の 目 的				
年 月 日				
場所				
相 手 先				
行 程				
内容・結果等				
	項目	金額(円)	充当額(円)	内容
経費内訳				
	《合計》			
按分割合 積算根拠				

- 注) 1 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修について本報告書を作成すること
 - 2 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること
 - 3 パック料金を利用した場合は、経費内訳の内容欄に、交通費、宿泊費等の項目内訳を記入すること

領収書等添付票

費目		整理番号	
【領収書·	その他の書面の添付欄】		

第5号様式(第4関係)

支出証明書

費目		費	支出合計額		円	
年月日	金額(円)	支出目的	支出を受けた	者 領収書を徴 し難い事情	備考	
上記のとお	上記のとおり相違ないことを証明します。					
	提出者 山口県議会議員					

- 注) 1 この証明書は、領収書その他の書面が徴し難い場合に使用するものとする。
 - 2 按分による支出がある場合は、「備考」欄に按分の割合及び当該経費の総額を記載すること。
 - 3 按分による支出以外で経費の一部に政務活動費を充当した場合は、「備考」 欄に当該経費の総額を記載すること。

政務活動費の交付に関する条例施行規程第四条第三項の 規定に基づく収支報告書等の閲覧に関する要綱

(平成13年4月1日制定)

最終改正 (令和7年3月18日改正)

(閲覧手続)

1 閲覧者は、総務課受付において、閲覧簿(政務活動費収支報告書等閲覧請求書) に住所、氏名その他必要な事項を記入又は電子情報処理組織を使用する方法その他 の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより提出しな ければならない。

(閲覧の日時)

2 閲覧所における収支報告書等の閲覧は、午前8時30分から午後5時までとする。 ただし、山口県の休日に関する条例(平成元年山口県条例第16号)第1条第1項 に掲げる日を除く。

(閲覧の遵守事項)

- 3 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 収支報告書等は、閲覧所以外の場所に持ち出さないこと。
- (2) 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしないこと。
- (3) 閲覧所では、音読、談話、飲食等他の閲覧者の迷惑となる行為をしないこと。
- (4) その他係員の指示に従うこと。

(閲覧の停止又は禁止)

4 閲覧者がこの要綱の規定に違反する場合は、その閲覧を停止し、又は閲覧を禁止することができる。

附則

- この要綱は、平成13年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和7年3月18日から施行する。

山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(抜粋)

昭和 31 年 10 月 2 日条例第 41 号 最終改正 令和 7 年 3 月 18 日条例第 12 号

(費用弁償)

第3条 議員が公務のため旅行したときは、費用弁償をする。

2 前項の費用弁償の額は、別表第2の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び旅行雑費の 欄、別表第3の宿泊費の欄並びに別表第4の宿泊手当の欄に掲げるところによる。 3~6 (略)

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表第2(第3条関係)

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 (1キロメートルにつき)	旅行雑費 (1日につき)
旅客運賃、急行料 金、特別車両料金 及び座席指定料金	一	現に支払った旅客運賃	30円	300円

※車賃 (1キロメートルにつき) 30 円は平成 21 年 10 月 1 日から適用。

別表第3(第3条関係)

7777770					
区分	宿泊費 (一夜につき)	区分	宿泊費 (一夜につき)	区 分	宿泊費 (一夜につき)
北海道	18,000円	石川県	13,000円	岡山県	14,000円
青森県	15,000円	福井県	14,000円	広島県	18,000円
岩手県	13,000 円	山梨県	17,000円	山口県	11,000円
宮城県	14,000 円	長野県	15,000円	徳島県	14,000円
秋田県	15,000 円	岐阜県	18,000円	香川県	21,000円
山形県	14,000 円	静岡県	13,000円	愛媛県	14,000円
福島県	11,000円	愛知県	15,000円	高知県	15,000円
茨城県	15,000 円	三重県	13,000円	福岡県	25,000円
栃木県	14,000 円	滋賀県	15,000円	佐賀県	15,000円
群馬県	14,000 円	京都府	27,000円	長崎県	15,000円
埼玉県	27,000 円	大阪府	18,000円	熊本県	20,000円
千葉県	24,000 円	兵庫県	17,000円	大分県	15,000円
東京都	27,000 円	奈良県	15,000円	宮崎県	17,000円
神奈川県	22,000 円	和歌山県	15,000円	鹿児島県	17,000円
新潟県	22,000 円	鳥取県	11,000円	沖縄県	15,000円
富山県	15,000円	島根県	13,000円		

別表第4(第3条関係) (略)

山口県情報公開条例 (抜粋)

平成9年7月8日条例第18号 最終改正 令和4年12月20日条例第42号

(公文書の開示義務)

- 第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に 掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除 き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。
 - 一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として 公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である と認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
 - 二 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号
 - 三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他 正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

~以下省略

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(抜粋)

平成 16 年 6 月 29 日条例第 32 号最終改正 令和 7 年 3 月 18 日条例第 34 号

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 条例等 条例及び規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程並びに議長が定める規程を含む。以下同じ。)をいう。

二~四(略)

五 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき県の機関又は議長若しくは議員(以下「県の機関等」という。)に対して行われる通知をいう。

六 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の 通知その他の条例等の規定に基づき県の機関等が行う通知(不特定の者に対して行 うものを除く。)をいう。

七 縦覧等 条例等の規定に基づき県の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

八 作成等 条例等の規定に基づき県の機関等が書面又は電磁的記録を作成し又は保存することをいう。

九 (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 県の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(県の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 (略)

- 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の県の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関等に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、県の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 県の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(県の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

$2 \sim 3$ (略)

4 第1項の場合において、県の機関等は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわ

らず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署 名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第五条 県の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 (略)

(電子的記録による作成等)

第六条 県の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 (略)

3 第1項の場合において、県の機関等は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

- 第八条 知事は、少なくとも毎年度一回、県の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 2 議長は、議長又は議員が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、前項の規定の例により公表するものとする。

山口県議会の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

令和7年3月18日議会規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成 16年山口県条例第32号。以下「条例」という。)の規定に基づき、電子情報処理 組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により議長又は議員 (以下「議長等」という。)に対して行われ、又は議長等が行う手続等を行う場合 について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12 年法律第 102 号)第 2条第1項に規定する電子署名
 - 二 電子証明書 議長等に対して通知を行う者又は議長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録(議長等の使用に係る電子計算機(条例第3条第1項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。)において識別できるものに限る。)であって、次に掲げるものをいう。
 - イ 商業登記法 (昭和38年法律第125号) 第12条の2第1項及び第3項の規定 (他の法令において準用する場合を含む。) に基づき登記官が作成したもの
 - ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成したもの
 - ハ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書
 - ニ その他議長が定めるもの

(申請等に係る電子情報処理組織)

第3条 条例第3条第1項に規定する電子情報処理組織は、議長等の使用に係る電子計算機と、申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって議長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議長等に対して申請等を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。
- 2 前項の規定により申請等を行う者は、入力した事項についての情報に電子署名

(申請等を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)を行わなければならない。ただし、議長が指定する申請等については、電子署名を行うことを要しない。

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第5条 条例第4条第1項に規定する電子情報処理組織は、議長等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって議長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

- 第6条 議長等が条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法 により処分通知等を行うことができるのは、当該処分通知等を受ける者が当該電子 情報処理組織を使用する方法により受ける旨の次の各号に掲げる方式による表示 をする場合に限るものとする。
 - 一 第5条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号(電子情報処理組織を使用するために必要な符号で、電子情報処理組織を使用する者(以下「利用者」という。)を他の利用者と区別して識別するために付されるものをいう。以下同じ。)及び暗証符号(電子情報処理組織を使用するために必要な符号で、識別符号が利用者の入力に係るものであることを確認するために付され、かつ、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものをいう。)の入力
 - 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する 旨の議長の定めるところによる届出
 - 三 議会が貸与し、又は議長の定めるところにより使用を承認した電子計算機の使用
- 2 前項の場合において、当該処分通知等を行うときは、議長等は、当該処分通知等 を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を議長等の使用に係 る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第7条 議長等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項 又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、議会事務局総務課に備え置く電子計算機の映像面に表示する方 法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等 を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第8条 議長等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、書面等により当該作成等を行うときに記載すべきこととされている事項を議長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

- 第9条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規 則で定めるものは、電子署名(申請等を行う者が議員以外の者である場合にあって は、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併 せて送信されるものに限る。)とする。
- 2 条例第4条第4項及び条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。

(その他の手続等への準用)

第 10 条 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法 により議長等に対して行われ、又は議長等が行う手続等(条例第 3 条から第 6 条ま での規定の適用を受けるものを除く。)については、他の条例等に特別の定めがあ る場合を除くほか、条例及びこの規程の規定を準用する。

(その他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により議長等に対して行われ、又は議長等が行う手続等について必要な事項は、議長が定める。